

(別添 4)

第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント

(令和 6 年 1 月 15 日記載)

評価結果より、利用者、家族への事業計画についての周知についての課題があきらかになりました。コロナ禍で面会や行事等の制限があり、家族や外部等の交流が希薄になっていたところがあったため、今後は利用者、家族へ分かりやすい説明をおこなえるよう改善していきたいと思えます。自己評価は多くの項目があり大変でもあります。事業運営においてやるべきことが明確となるため、人材育成にもつながる良い機会となりました。今後も利用者、家族、地域より信頼されるようサービスの質の向上に努めるとともに、職員にとって働きやすい職場となるよう取り組んでいきたいと思えます。

社会福祉法人ジェイエー長野会
特別養護老人ホームローマンうえだ

六川 真理子

- * 公表の同意をした場合は、評価機関に、電磁的に作成し電磁的に保存した媒体及び当該媒体を出力した書面（署名をすること。）を提出すること。
- * 評価機関は、福祉サービス事業者から提出のあった当該書面を県へ提出すること。